

無人航空機の飛行に係る承認書

株式会社 タツミ屋根企画

代表取締役社長 若林達夫 殿

平成30年6月11日付をもって申請のあった無人航空機を飛行の方法によらず飛行させることについては、航空法第132条の2ただし書の規定により、下記の無人航空機を飛行させる者が下記のとおり飛行させることについて、申請書のとおり承認する。

記

承認事項： 航空法第132条の2第3号及び第4号

承認の期間： 平成30年7月29日

飛行の経路： 神奈川県相模原市緑区広田16付近（申請書のとおり）

無人航空機： DJI製PHANTOM 4 PRO+

無人航空機を飛行させる者： 若林政次

条件：

- ・申請書に記載のあった飛行の方法、条件等及び申請書に添付された飛行マニュアルを遵守して飛行させること。また、飛行の際の周囲の状況、天候等に応じて、必要な安全対策を講じ、飛行の安全に万全を期すこと。
- ・航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全に影響を及ぼすような重要な事情の変化があった場合は、許可等を取り消し、又は新たに条件を付すことがある。
- ・飛行実績の報告を求められた場合は、速やかに報告すること。

平成30年7月4日

東京航空局長 山口 一郎